たんぽぽ舎です。【TMM:No4127】

2021年２月１３日(土)地震と原発事故情報−

　　　　　　　　　　　　　５つの情報をお知らせします

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　転送歓迎

━━━━━━━

★１．新型コロナ、「協力金一律６万円/日」は不合理かつ違法

　　　義務としての「損失に応じた補償金」と恩恵としての

　　　「任意の額の協力金」

　　　「補償金」でなく「協力金」を義務として支払うとのゴマカシ

　　　国民の希薄な権利意識及び根強いお上意識が

　　　行政のゴマカシを許している

　　　連載「権利に基づく闘い」その16

　　　　　　　　　　　　　　熊本一規（明治学院大学名誉教授）

━━━━━━━

┏┓

┗■１．新型コロナ、「協力金一律６万円/日」は不合理かつ違法

　｜　　義務としての「損失に応じた補償金」と恩恵としての

　｜　　「任意の額の協力金」

　｜　　「補償金」でなく「協力金」を義務として支払うとのゴマカシ

　｜　　国民の希薄な権利意識及び根強いお上意識が

　｜　　行政のゴマカシを許している

　｜　　連載「権利に基づく闘い」その16

　└────　熊本一規（明治学院大学名誉教授）

◎　政府は、１月７日、新型コロナ対策で２回目の緊急事態宣言を発出しました。対象となった都道府県では、飲食店に対して午後８時までの 時短要請がなされ、要請に応じた事業者に「一律６万円/日」の協力金が 支払われています。

　「一律６万円/日」の協力金に対し、「事業規模を考慮すべき」という要望や批判がなされています。従業員数に関わらず「一律６万円/日」で は不合理なことは明らかです。大きな飲食店が廃業に追い込まれていく一方で、小さな飲食店はコロナ太りしていると報道されています。

　「一律６万円/日」の協力金は違法でもあります。

　公権力による私権制限に伴って損失が生じれば、損失に応じた「正当な補償」をすべきことが憲法29条で定められているからです。

　憲法29条によれば、損失が次の「１」から「３」にあたる場合を除き損失補償が必要です。

　「１」公権力による制限が国民一般が受ける制限であり特定の者が受ける制限でな

い場合

　「２」公権力による制限が軽微で受忍限度内である場合

　「３」公権力による制限が強制的でない場合

◎　１月７日の緊急事態宣言に伴う時短要請は、１都10県における飲食店のみが対象ですから「１」にはあたりません。

　廃業を余儀なくされる事業者も続出していますから「２」にもあたりません。

　ただし、新型インフルエンザ等特措法（以下「特措法」）では、要請に応えなくても命令も罰則もないことから、「３」に基づき損失補償が不要であるとの見解が成り立つ余地がなくもありませんでした。

　しかし、２月３日に改正され、２月13日から施行される改正特措法では、緊急事態宣言下で知事が休業・時短の要請に正当な理由なく応じない事業者に命令できるようになったうえ、「まん延防止等重点措置」が新たに設けられ、緊急事態宣言下でなくても知事が時短要請や命令を行なえるようになりました。

　そして、命令に従わない事業者に行政罰（過料）を科せられることになりました。したがって、「３」にも当たらなくなり、損失補償が不要であるとの見解が成り立つ余地はなくなりました。

　にもかかわらず、改正特措法の下でも「一律６万円/日」は変わっていません。

　特措法には、かねてから「罰則と補償」をセットにして設けるべきとの批判があったのですが、改正特措法では、罰則が設けられただけで「正当な補償」は義務づけられていないのです。

　国は「一律のほうが迅速に払えるから」と弁明していますが、迅速に払えるからといって憲法を無視してよいことにはなりません。

　そもそも国は、「一律６万円/日」の支給を「協力金」としか呼んでいません。

◎　「補償金」と「協力金」は全く異なります。

　「補償金」は、公権力による私権制限に伴って損失に応じた額の支払いが行政に義務づけられるのに対し、「協力金」は、任意の額が「恩恵」あるいは「支援」として支払われるにすぎません。

　ところが、国は、改正特措法では野党に配慮して「事業者への財政支援を義務化した」旨説明し、マスコミもそのまま報道しています。

国は、野党やマスコミも巻き込んで「協力金を義務として支払う」とすることで憲法に基づく義務である「損失に応じた補償金」を回避しているのです。国の義務は「補償」であり「協力」や「支援」ではないのです。

◎　野党もマスコミも「補償金」と「協力金」を峻別できていないため、政府のゴマカシに加担させられています。国民の多くも権利意識が低く、お上意識が強いため、ゴマカシを見抜けていません。＊１

　憲法違反のゴマカシがまかりとおっているために、何十年と続いてきた老舗をはじめ、地域文化を形成してきた飲食店が次々に廃業に追い込まれている現状は歯がゆい限りです。

　不合理かつ違法な「一律の協力金」により苦しめられている事業者の決起を期待したいものです。

＊１： 70人超の憲法学者が改正特措法について「違憲の疑いが強い」、「憲法29条に基づく『正当な補償』を可能にすべき」旨、指摘している(東京新聞2021年２月４日)ものの大きな動きにはなっていない。